

## 個人情報に記載された書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された問診票を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者生年月日、患者性別、患者 ID

### 2 事案の経過

令和7年8月15日（金）

- ・委託職員が患者Aに問診票を手渡し、問診票への必要事項の記入を依頼。
- ・患者Aは必要事項を記載し、その問診票を看護師に提出。
- ・問診票を受け取った看護師が患者Aの問診票を確認した際に、当該問診票の下に挟まっていた患者Bの問診票を発見し、委託職員へ報告したことから事案が発覚。

令和7年8月18日（月）

- ・事務局職員から患者A、及び患者Bに対し、それぞれ本事案の説明、及び謝罪を行った。

### 3 誤交付の原因

- ・委託職員が問診票を患者Aに手渡す際に、問診票に記載されている氏名確認や問診票の枚数確認を怠ったため。

### 4 再発防止策

○委託業者に対し、以下の点を指示するとともに、注意の喚起を行った。

- ・患者に問診票を渡す際は、氏名等に誤りがないか、複数人によるダブルチェックを行うこと。
- ・上記対応に伴う個人情報を取り扱う際のダブルチェックのフローの作成。（マニュアルの作成、提出及び院内共有の実施）

以 上